

建設工事における安全衛生経費の 適切な支払いに向けた取組

国土交通省 不動産・建設経済局
建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の**確認表**】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「**標準見積書**」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対応等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

<目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

<国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

<法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策（第10条から第14条まで関係）

①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（令和5年6月13日閣議決定）

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約350名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに周知等が必要である。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、若手をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。
- ・安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解してもらうよう戦略的に広報を実施する。

（2）安全及び健康に配慮した工期の設定

2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - （1）建設業者間の連携の促進
 - （2）一人親方等の安全及び健康の確保
 - （3）特別加入制度への加入促進等の徹底
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - （1）建設業者等による自主的な取組の促進
 - （2）工法や資機材等の開発普及の促進
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - （1）安全衛生教育の促進
 - （2）安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- （1）社会保険等の加入の徹底
- （2）建設キャリアアップシステムの活用推進
- （3）「働き方改革」の推進

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- （1）労働安全衛生法令の遵守徹底等
- （2）墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 健康確保対策の強化

- （1）熱中症、騒音障害防止対策
- （2）解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

（3）新興・再興感染症への対応

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善

（1）女性の活躍促進

（2）増加する外国人労働者の労働災害への対応

（3）高年齢労働者の安全及び健康の確保

4. 基本計画の推進体制

- （1）関係者における連携、協力体制の強化
- （2）調査・研究の充実

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

設置趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)に基づく基本計画に記載された施策※を検討するため設置。

※安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策



平成30年6月7日
第1回検討会

検討内容 (主なもの)

- 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策
- 安全衛生経費の範囲
- 民間発注者等の理解を得るための方策

等

構成員

(令和4年6月27日現在) ◎:座長

■学識経験者

- 大幢 勝利 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
- ◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
- 城戸 尚治 城戸産業医事務所 代表

■関係団体

- 本山 謙治 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
- 細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長
- 田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
- 水野 龍平 日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局
- 藤井 寛 (一社)日本建設業連合会安全委員会 安全対策部会専門委員
- 最川 隆由 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員
- 山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事
- 鈴木 央 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 副理事長
- 関根 健太郎 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 常任理事
- 東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事
- 小岸 昭義 (株)OGISHI 代表取締役

検討経緯

平成30年6月7日 第1回 検討会

- ・検討会の設置、検討にあたっての論点

平成30年8月27日 第2回 検討会

- ・今後の検討の進め方(案)、実態把握調査計画(案)

平成31年1月31日 第3回 検討会

- ・検討の進め方、実態把握調査計画(確定)、関係施策のレビュー

平成31年3月～令和元年5月 元請・下請向け実態把握調査

令和元年6月24日 第4回 検討会

- ・元請・下請向け実態調査結果(速報)、今後の進め方

令和元年10月7日 第5回 検討会

- ・発注者向け実態調査結果(速報)、個人向けアンケート結果(速報)、施策(案)

令和元年12月9日 第6回 検討会

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)(案)について

令和4年6月27日 第7回 検討会

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言) とりまとめ

【R4年度～】

提言で取りまとめられた安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策を推進

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言) 概要

*「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」とりまとめ(令和4年6月27日)

＜基本的な考え方＞

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

①安全衛生経費の「見える化」

②安全衛生経費に関する意識改革

③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

＜安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策＞

(1)「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る

WGを設置し、具体的に検討(令和4年～)

(2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- 全国安全週間などでの集中的な広報
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

(3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- 人材の育成
- 各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 建設業法第19条の3の徹底

安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。



令和4年11月11日
第1回WG

検討内容 (主なもの)

- 「安全衛生対策項目の確認表」
- 安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報 等

構成員

(令和6年3月14日現在) ◎:座長

■学識経験者

◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

■関係団体

青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境・安全部長
池田 浩和 (一社)JBN・全国工務店協会 副会長
尾下 真規 (一社)日本建設業連合会
安全委員会 衛生対策部会長
田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
土屋 良直 建設業労働災害防止協会 上席調査役
東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事
藤巻 雄一 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員
細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長
柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会 専務理事・事務局長
山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事

検討経緯

令和4年11月11日 第1回 WG

- ・WGの設置、これまでの取組状況と今後の進め方、
確認表作成工種(案)と検討の進め方(案)、令和4年度のスケジュール

令和5年2月1日 第2回 WG

- ・確認表作成の検討体制(報告)、安全衛生対策項目の確認表(案)、
広報に関する事項

令和5年3月23日 第3回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

令和5年10月2日 第4回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表FU、
安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」検討の進め方

令和5年12月25日 第5回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表FU、
安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」(案)、
戦略的広報に関する事項

令和6年3月14日 第6回 WG

- ・安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」(案)、
今後の普及に向けた取組

安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日

不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。
このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。
今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。
また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業橋台・吊り橋台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)				
機械並びに有害物	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及 国土交通省

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分」と及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていただくためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

御 見 積 書（案）

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店社で支出する安全衛生経費

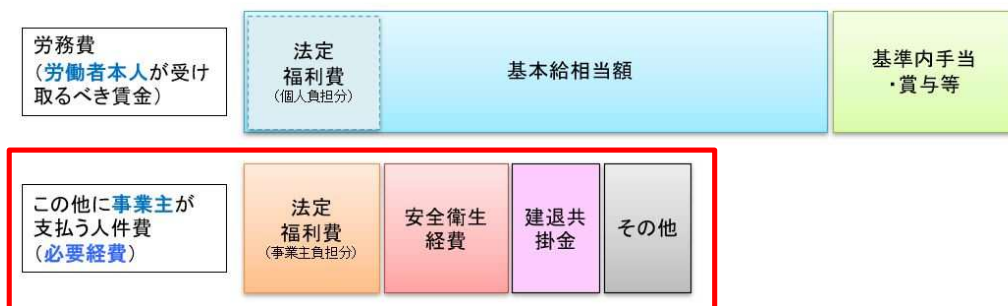
下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等**が想定。

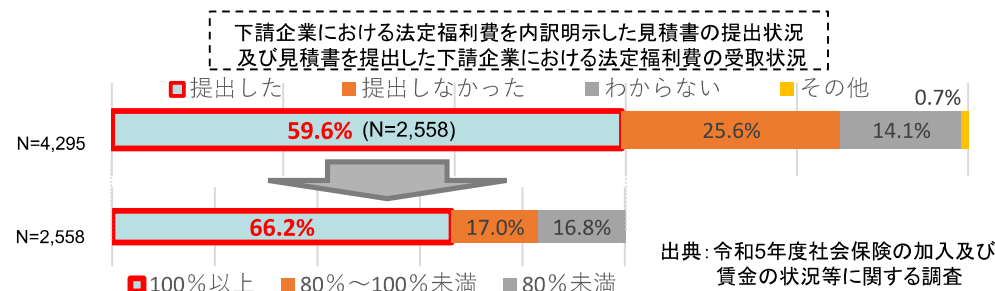
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。

国不専建第24号
令和5年8月9日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

(公 印 省 略)

安全衛生対策項目の確認表の作成について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG（以下「WG」という。）」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）（別添1）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）説明書（以下「説明書」という。）（別添2）」を作成しました。

各専門工事業団体におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表*（別添3）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」に関しては、今年度にWGを開催し、検討を進めることとしております。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。（外部足場は検討中）

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

専門工事業・建設関連業振興室 沖川、木下

Tel : 03-5253-8111 （内線 24861、24813）

03-5253-8282 （直通）

Fax : 03-5253-1555

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理 区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
管安全 体制生	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に 基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を 防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
危険物の対処（立入禁止措置）					
機械並びに危険物及び 有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
酸素欠乏症等防止					
に労働者の就 業	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

[illegible]

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	▪ 一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	▪ 特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）	▪ メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置	追加項目
○安全衛生教育	○
▪ 雇入れ時教育	○
▪ 職長・安全衛生責任者教育	○
▪ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
▪ 健康教育等	○
▪ メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	○
○作業従事者への技能講習、特別教育	
○作業主任者への技能講習	
○リスクアセスメント（作業手順書等）	
○危険有害業務従事者への教育	
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	
	【注文者が実施する対策項目】
	安全衛生管理体制
	○安全一般に関する事項
	追加項目
	○
	○

「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」説明書

「安全衛生対策項目の確認表」とは

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが重要です。

このため、国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための実効性ある施策を検討するため、実務者検討会^(※1)を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元下間^(※2)における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等が示されました。

「安全衛生対策項目の確認表」については、建設工事の現場において、元下間、下下間^(※3)で安全衛生対策の内容を確認し、その分担(対策の実施、費用負担)を共有することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげることを目的として活用促進が必要です。

国土交通省では、先の提言を踏まえて、学識経験者や業界団体等からなるWG^(※4)において「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてきました。本説明書は今後工種ごとの確認表の作成・普及を更に促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の考え方などを示すものです。

※1:建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

※2:元請負人(下請契約における注文者)と下請負人

※3:下請け工事として受注し、その工事の一部を他の建設業者に下請負する注文者と下請負人

※4:安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の構成

安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)は、基本的に元下間、下下間の請負契約で行う建設工事において必要となる安全衛生対策項目を、労働安全衛生法(安衛法)や労働安全衛生規則等をベースに抽出し、安衛法の章立てに基づき整理して、主要な項目としてまとめたものです。安全衛生対策項目のうち、特に元下間、下下間で「対策の実施分担」・「費用負担」を確認する必要性が高い項目については、チェック欄を活用して明確にすることとしています。

しかしながら、安全衛生対策については、工種や工事の施工場所や施工時期等により、必要となる対策が異なり、状況にあわせて対策を講じる必要があります。本確認表は、現場での使いやすさを重視し、掲載する対策項目を絞っていますが、各対策項目の詳細については、後述の「対策項目の解説」に具体例を明記するとともに、チェック欄を設ける対策項目についても、個々の現場の状況に応じて柔軟に追加できるよう、追加項目欄を設けています。

また、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については、本確認表においてチェック欄の対象項目と整理していませんが、元下間、下下間で安全衛生意識の共有を図ることは重要であることから、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目については、本確認表の下段に明記することとしています。次ページにおいて、本確認表の全体を示します。

工事名を記載

→「当該工事」における対策であることを明確化

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
		手摺、幅木等			
		開口部養生			
		落下防護ネット・小幡ネット			
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
労働者の就業に当たつての措置	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
	追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	注文者	下請	注文者	下請
その他					

注文者と下請業者間で実施分担等を確認
する必要性の高い項目として、整理

対策事例は詳細列挙ではなく、
分かりやすさを重視

工事の特性に応じて追加項目欄
に記載

法令等により安全衛生対策の実施
者が明らかな主な項目
↓注文者と下請負人間で安全衛生
意識の共有

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- 安全衛生に向けた人員配置
- 委員会の設置
- 安全衛生管理体制
- 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）

労働者の就業に当たつての措置

- 安全衛生教育
 - ・雇入れ時教育
 - ・職長・安全衛生責任者教育
 - ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
 - ・健康教育等
 - ・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修
- 作業従事者への技能講習、特別教育
- 作業主任者への技能講習
- リスクアセスメント（作業手順書等）
- 危険有害業務従事者への教育
- 作業従事者、作業主任者が必要な免許

【健康が実施する対策項目】

健康診断

- 健康診断
 - ・一般定期健康診断
 - ・特定業務健康診断
 - ・メンタルヘルス対策

追加項目

-
-
-
-
-
-

工事の特性に応じて追加項目欄
に記載

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- 安全一般に関する事項

追加項目

-
-

「確認表」の使用場面と記入方法について

確認表については、以下の場面での使用を想定しています。

- ・注文者から下請負人へ見積条件を提示する際に使用する。
(一次下請から二次下請企業へ発注する場合は、一次下請が注文者となり、二次下請から三次下請へ発注する場合は、二次下請が注文者となります。)
- ・民間発注者(個人含む)へ重要事項説明時に用いる。

確認表の記入方法は、4 パターンがある。

	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
パターン 1		○		○	
パターン 2		○			○
パターン 3			○	○	
パターン 4			○		○
パターン 5		—	—	—	—

- パターン 1: 注文者が対策を実施し、費用についても負担する。
 パターン 2: 注文者が対策を実施し、費用は下請負人が負担する。
 パターン 3: 下請負人が対策を実施し、費用は注文者が負担する。
 パターン 4: 下請負人が対策を実施し、費用についても負担する。
 パターン 5: 工事によって対策項目を実施しない場合は「—」とする。

上記のパターンに区分できない対策項目については、対策項目を細分化するなどして、その分担を明確にすることが望ましい。

対策項目の解説

対策項目に関連する主な根拠法令等及び対策項目に含まれる主な具体例を下記に示します。

法令等略語

- ・法：労働安全衛生法
- ・令：労働安全衛生法施行令
- ・則：労働安全衛生規則

対策項目	対策項目に含まれる主な具体例	主な根拠法令等
工事現場管理	作業主任者の氏名等の周知、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、警報の統一等	法第 14 条、第 30 条 則第 18 条、第 635 条～ 637 条、第 642 条の 3
リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施	建築物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及び SDS 等の入手、対象化学物質に係るリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置等、記録の保存	法第 28 条の 2、第 57 条 の 3 則第 24 条の 11、12、第 34 条の 2 の 8、第 577 条 の 2
固定式足場の組立と解体	型枠足場、単管足場、吊り足場、張り出し足場、ブラケット足場、抱き足場、くさび緊結式足場、屋根工事用足場、架設通路	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
固定式足場以外の作業床の組立と解体	移動式足場、移動昇降式足場、可搬式作業台、高所作業車、工事用ゴンドラ、脚立・立馬・作業台・はしご、足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	法第 20 条 1・3 号、第 21 条 2 項、第 28 条 1 項 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
作業構台・吊り構台の組立と解体	荷受構台、乗入構台、作業構台、揚重設備	法第 20 条 1 号 則第 2 編第 11 章
昇降設備の設置と撤去	坑内に設けた通路等、登り桟橋、階段、仮設階段、はしご道	法第 20 条 1 号、法 21 条 2 項、第 23 条 則第 556 条、第 557 条
土留め支保工の組立と解体	掘削・構造・組立、型枠支保工、橋梁架設等支保工、切梁等	法第 14 条、第 20 条 1 号、第 21 条 1・2 項、第 23 条 則第 2 編第 3 章
保護具の着用	保護帽、保護めがね、防じんマスク、耳栓、墜落制止用器具、防振手袋、保護手袋、安全靴、防護服、救命胴衣、溶接用保護面	法第 20 条、第 21 条 1 項、第 22 条 1・2・4 項 則第 3 編第 2 章
手摺、幅木 等	単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタンション、幅木	法第 21 条 2 項 則第 519 条、552 条
開口部養生	作業床の設置等	法第 21 条 2 項 則第 519 条

落下防護ネット・小 幅ネット	物体の落下による危険の防止 ※墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に 関する技術上の指針	法第 21 条 2 項
ロープ高所作業に おける危険の防止	リトラクタ式墜落阻止器具、親綱・親綱支柱	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項 則第 539 条の 2～第 539 条の 9
飛来崩壊災害によ る危険の防止	各所点検通路（支保工上他）、安全通路、落石防護ネット、防護網、 防護柵	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 2 編第 9 章第 2 節
揚重用吊具 等	ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋 ※ゴンドラ安全規則	法第 20 条 1 号、第 21 条 1 項
警報設備 等	警報・危険検出システム、ベル、サイレン警報装置、風力計、雨量 計、放送設備、メガホン・マイク	法第 20 条 1 号、第 21 条、第 23 条 則第 382 条の 3、第 575 条の 14
避難用設備 等	避難誘導灯、避難所、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避 難はしご、ロープ）	法第 20 条 2 号、第 21 条 1 号、第 23 条 則第 321 条、第 389 条の 2、第 549 条、
火災防止	消火器、防災シート、消火バケツ、スパッタシート、火災報知器、有 機溶剤保管設備	法第 20 条、第 23 条、第 30 条第 1 項 6 号、第 32 条第 1 項 則第 2 編第 4 章
危険物の対処（立 入禁止措置）	立入禁止措置、危険物保安監督者	法第 20 条、第 22 条 則第 257 条、第 585 条
調査の実施（埋設 物調査・試掘等）	地下埋設物、架空線等上空施設一般	法第 20 条、第 21 条
安全点検の実施	仮設物安全点検の実施	法第 22 条第 2 項、第 31 条 則第 567 条、第 568 条、 第 655 条
機械等の危険防止	重機移動用敷き鉄板、リンクプレート、リン木（台木、枕木）、車止め （車輪止め）	法第 20 条 則第 157 条、第 160 条
監視連絡等に要す る対策	各種注意看板標識（立入禁止看板、トラロープ、音声案内装置 等）、誘導員、監視人、作業指揮者、構内電話	法第 20 条、第 21 条 則第 128 条、第 151 条の 6、第 157 条
倉庫、材料保管等	火薬庫、ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	法第 31 条
粉じん障害防止	発生源に係る措置、換気の実施等 ※粉じん障害防止規則	法第 22 条

石綿障害予防	事前調査及び分析調査、作業計画、事前調査の結果等の報告、作業の届出、除去等に係る措置等 ※石綿障害予防規則	法第 22 条、第 100 条
電離放射線障害防止	管理区域の明示等、線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等、健康診断等 ※電離放射線障害防止規則	法第 22 条
特定化学物質障害予防	製造等に係る措置、用後処理、漏えいの防止、管理、特殊な作業等の管理、健康診断、保護具、製造許可等、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、報告 ※特定化学物質障害予防規則	法第 22 条
鉛中毒予防	設備、換気装置の構造性能等、管理、鉛作業主任者等、業務の管理、貯蔵等、清潔の保持等、測定、健康管理、保護具等、鉛作業主任者技能講習 ※鉛中毒予防規則	法第 22 条
有機溶剤中毒予防	設備、換気装置の性能等、管理、測定、健康診断、保護具、有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理、有機溶剤作業主任者技能講習 ※有機溶剤中毒予防規則	法第 22 条
酸素欠乏症等防止	一般的防止措置、特殊な作業における防止措置、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ※酸素欠乏症等防止規則	法第 22 条
作業内容変更時の教育	機械等・原材料等の危険性又は有害性及び取り扱い方法、安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法、作業手順、作業開始時の点検 等	法第 59 条 則第 35 条
新規入場者教育		法第 59 条 則第 35 条
送り出し教育		法第 59 条 則第 35 条
測定機器の用意	酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計、	法第 65 条
測定環境の設定	騒音の測定、可燃性ガスの濃度の測定等、坑内の炭酸ガス濃度の測定等、坑内の通気量の測定、坑内の気温測定等 ※作業環境測定基準	法第 65 条 令 21 条 則第 382 条の 2、第 590 条～592 条、第 603 条、第 612 条

換気設備	送風機、排気ダクト、排気管	法第 22 条 則第 577 条、第 579 条、 第 602 条
空調設備、空気清 浄設備		法第 23 条
照明器具	投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
電気設備	分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
給排水設備	高圧洗浄機、水道管、下水管	法第 23 条 則第 627 条
休憩室、仮眠設備		法第 71 条の 2 則第 3 編第 6 章
職場生活支援施設 (トイレ、洗面所等)	トイレ、洗面所、更衣室、ロッカールーム	法第 71 条の 2
熱中症対策	冷水機、製氷機、エアコン、扇風機、WBGT 測定器、熱中症飴 ※職場における熱中症予防対策マニュアル	法第 23 条
応急処置・緊急時 対応	救急用具及び材料	法第 23 条 則第 3 編第 9 章
その他の疾病・衛 生対策	分煙対策、受動喫煙防止対策	法第 22 条、第 68 条の 2、第 69 条
安全意識、注意喚 起	安全掲示板、安全旗・衛生旗、安全衛生ワッペン・腕章、安全標語・ ポスター、のぼり・垂れ幕、職長会の実施	法第 101 条 則第 18 条、第 98 条の 2
交通規制に要する 対策	ガードマン(保安員・交通整理員)、規制車、クッションドラム、カラー コーン・コーンバー、バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)、工事中 表示板(内照式)、回転灯、規制標示看板・道路占有表示板・道路 使用標示板、標示板 ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	
公衆災害に要する 対策(仮囲い等)	万能板、フラットパネルネル、シートゲート、建築工事落下防護(朝 顔)、防音シート、防音パネル、現場出入り口のゲート、外灯、カー ブミラー ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	法第 21 条、第 22 条
安全衛生に向けた 人員配置	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進 者等、産業医等、作業主任者、統括安全衛生責任者、	法第 10 条～19 条の 2、 14、20(1)、30(1)、61 令第 2 条～5 条 則第 4 条～18 条
委員会の設置	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	法第 17 条～第 19 条
安全衛生管理体制	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理 者、安全衛生責任者	法第 15 条～第 16 条

労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則第 24 条の 2
雇入れ時教育		法第 59 条 則第 35 条
職長・安全衛生責任者教育		法第 60 条 令第 19 条 則第 40 条
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	※労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	法第 19 条の 2
健康教育等		法第 69 条
メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	※労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 69 条
作業従事者への技能講習、特別教育		法第 59 条 則第 35 条
作業主任者への技能講習		法第 14 条 令第 6 条
リスクアセスメント	作業手順書等 ※危険性又は有害性等の調査等に関する指針	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12
危険有害業務従事者への教育	※危険又は有害な業務に元に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法第 60 条の 2
作業従事者、作業主任者が必要な免許		法第 14 条、第 26 条、66
特定業務健康診断		法第 66 条 令第 22 条 則第 45 条
メンタルヘルス対策	ストレスチェック	法第 66 条の 10
安全一般に関する事項	防火、避難設備、危険物	法第 20 条、第 30 条、第 31 条

WGなどの議論や成果等は、以下のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html



【問い合わせ】国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
TEL:03-5253-8111(内線 24816)／FAX:03-5253-1555

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【型枠（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	型枠支保工・型枠支保工足場の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	親綱、親綱支柱の設置と撤去				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	有機溶剤中毒予防				
労働者の就業に関する措置	酸素欠乏症等防止				
	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の場保持増進のための措置・置換・置換	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
その他	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
	追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	機械並びに危険物及び有害物に関する規制
○安全衛生に向けた人員配置	○型枠加工場の安全衛生対策等
○委員会の設置	健康診断
○安全衛生管理体制	○健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・一般定期健康診断
○元請安全衛生協議組織への参画	・特定業務健康診断
○安全衛生関係管理書類の作成、元請工事現場への届出	・メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置	追加項目
○安全衛生教育	○
・雇入れ時教育	○
・職長・安全衛生責任者教育	○
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
・健康教育等	
・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	
○作業従事者への技能講習、特別教育	【注文者が実施する対策項目】
○作業主任者への技能講習	安全衛生管理体制
○リスクアセスメント（作業手順書等）	○安全一般に関する事項
○危険有害業務従事者への教育	追加項目
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	○
	○
	○
	○

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【管（案）】

整理 区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止					
		手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
火災防止						
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	粉じん障害防止					
	石綿障害予防					
	電離放射線障害防止					
	特定化学物質障害予防					
	鉛中毒予防					
	有機溶剤中毒予防					
	酸素欠乏症等防止					
感電防止措置						
労働者の就業に当る措置	安全衛生教育					
	作業内容変更時の教育					
		新規入場者教育				
		送り出し教育				

[illegible]

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追加）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	・一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	・特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置	追加項目
○安全衛生教育	○
・雇入れ時教育	○
・職長・安全衛生責任者教育	○
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
・健康教育等	○
・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	○
○作業従事者への技能講習、特別教育	
○作業主任者への技能講習	【注文者が実施する対策項目】
○リスクアセスメント（作業手順書等）	安全衛生管理体制
○危険有害業務従事者への教育	○安全一般に関する事項
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	追加項目
	○

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【内装仕上（案）】

整理 区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生 管理体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に 基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を 防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止					
		手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
火災防止						
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械並びに危険物及び 有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	粉じん障害防止					
	石綿障害予防					
	電離放射線障害防止					
	特定化学物質障害予防					
	鉛中毒予防					
	有機溶剤中毒予防					
	酸素欠乏症等防止					
労働者の就業 に当たっての措置	安全衛生教育					
		作業内容変更時の教育				
		新規入場者教育				
		送り出し教育				

[illegible]

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追加）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制 ☐ 安全衛生に向けた人員配置 ☐ 委員会の設置 ☐ 安全衛生管理体制 ☐ 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）	健康診断 ☐ 健康診断 ・ 一般定期健康診断 ・ 特定業務健康診断 ・ メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置 ☐ 安全衛生教育 ・ 雇入れ時教育 ・ 職長・安全衛生責任者教育 ・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 ・ 健康教育等 ・ メンタルヘルスクアを推進するための教育研修 ☐ 作業従事者への技能講習、特別教育 ☐ 作業主任者への技能講習 ☐ リスクアセスメント（作業手順書等） ☐ 危険有害業務従事者への教育 ☐ 作業従事者、作業主任者が必要な免許	追加項目 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	【注文者が実施する対策項目】
	安全衛生管理体制 ☐ 安全一般に関する事項
	追加項目 ☐ ☐

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【住宅（案）】

整理 区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生 管理体制 管理	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	安全衛生協議会の設置				
労働者の危険又は健康障害を 防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具・墜落制止用具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
機械並びに危険物及び 有害物に関する規制	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	特定化学物質障害予防				
に労働者の 健康を 保護する ための措置	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理 区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康 職の 環境 保持 増進 の進 形の ため の措 置 快 適 な	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩所				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○安全衛生管理体制	・一般定期健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・特定業務健康診断
労働者の就業に当たっての措置	・メンタルヘルス対策
○安全衛生教育	追加項目
・雇入れ時教育	○
・職長・安全衛生責任者教育	○
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
・健康教育等	○
・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	○
○作業従事者への技能講習、特別教育	○
○作業主任者への技能講習	
○リスクアセスメント（作業手順書等）	【注文者が実施する対策項目】
○危険有害業務従事者への教育	安全衛生管理体制
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	○安全一般に関する事項
	追加項目
	○
	○



令和 5 年 8 月 9 日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」 を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和 4 年 6 月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添 1）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添 2）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添 3）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
木下(内線 24813)、青木(内線 24816)、
(電話)03-5253-8111【代表】、03-5253-8282【直通】

国不専建第63号

令和6年3月29日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

(公 印 省 略)

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の提言を踏まえて、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及等に関して検討を進めてまいりました。このうち、「安全衛生対策項目の確認表」については、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（令和5年8月9日国不専建第24号）を発出し、建設業者団体等における取組を要請したところです。

今般、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を促進するため、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」（以下「作成手順」という。）（別添1）」を作成しました。各専門工事業団体におかれましては、「作成手順」及び先行的に作成した工種の標準見積書※（別添2）を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、標準見積書の作成及び活用については、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成 25 年 5 月 10 日付国土建労第 7 号）及び「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和 3 年 12 月 1 日付国不建キ第 15 号）において法定福利費及び労務費の内訳明示及び労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映の推進を要請しており、引き続き、取組を進めていただくようお願いいたします。

※ 専門工事業団体の協力を得て、2 工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

専門工事業・建設関連業振興室 沖川、青木

Tel : 03-5253-8111 （内線 24861、24813）

03-5253-8282 （直通）

Fax : 03-5253-1555

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

（1）内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、下請負人が費用負担することと確認した項目とする。

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

（2）安全衛生経費の基本的な算出方法

① 個別工事現場（作業場）における安全衛生経費

安全衛生管理常駐者経費や安全衛生管理活動費、立入禁止措置、開口部養生設置費用等の個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned}
 &\text{安全衛生経費 A} = \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \\
 &\text{安全衛生経費 B} = \text{施工量 B} \times \text{単価 B} \\
 &\quad \vdots \\
 &\quad \vdots \\
 &\Sigma \text{安全衛生経費} = \text{安全衛生経費 (A + B + \dots)}
 \end{aligned}$$

② 個別工事現場（作業場）における建設技能者にかかる安全衛生経費

1) 積み上げ計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、使用する延べ人工数に耐用日数で除した単価を乗じて積算する積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned}
 &\text{安全衛生経費 A} = \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \div \text{耐用日数 A} \\
 &\text{安全衛生経費 B} = \text{延べ人工数 B} \times \text{単価 B} \div \text{耐用日数 B} \\
 &\quad \vdots \\
 &\quad \vdots \\
 &\Sigma \text{安全衛生経費} = \text{安全衛生経費 (A + B + \dots)}
 \end{aligned}$$

2) 率計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乘じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある）

【工事金額から算出する場合】

A = 1 年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額

B = 1 年間の売上高（工事請負額）

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）× C

【労務費から算出する場合】

A = 1 年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額

B = 建設技能者の年収

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）× C

③ 店社で支出する安全衛生経費

安全大会や安全衛生責任者教育などの店社で支出する安全衛生経費について、自社の支出実績に基づくデータ等を用いて積算し、工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある）

【工事金額から算出する場合】

A = 1年間の店社で支出した安全衛生経費の総額

B = 1年間の売上高（工事請負額）

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）× C

【労務費から算出する場合】

A = 1年間の店社で支出した安全衛生経費の総額

B = 建設技能者の年収

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）× C

3. 安全衛生経費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q 1 何故、見積書に安全衛生経費を内訳として明示する必要があるのでしょうか？

A 1 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じた、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。このためには、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することが有効と考えております。

Q 2 見積金額には元々、安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 2 安全衛生経費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし労働災害防止対策を適切に実施するためには、必要な安全衛生経費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、

(中略) 下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、あるいは「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

Q 3 安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を専門工事業団体が作成するのは何故ですか？

A 3 安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出する必要があります。

一方、各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、実施することが有効と考えられますので、各専門工事業団体においては、工種の特性等を踏まえた安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を作成し、各団体に所属する建設業者等へ活用するよう積極的に周知するようお願いします。

Q 4 安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出しなければならないのでしょうか？

A 4 内訳明示する安全衛生経費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出する必要はありません。各専門工事業団体等が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が安全衛生経費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q 5 安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

A 5 安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用は、必要な安全衛生経費を確保することを目的としていますので、安全衛生経費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積

書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Q 6 安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務ですか？

A 6 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、下請負人まで必要な安全衛生経費を適切に確保することが重要です。このため、見積りに当たっては従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で工種の特性等に応じて、安全衛生経費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして安全衛生経費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進することが必要です。

この取組については、見積書を提出する際に安全衛生経費を内訳として明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に適正な安全衛生経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元下間の取引依存度によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

Q 7 再下請負人に工事を発注する場合は、再下請負人の安全衛生経費も含めて見積書を作成するのでしょうか？

A 7 再下請負人に工事を発注する予定がある場合には、再下請負人の安全衛生経費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、再下請負人に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。

また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、どれくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（再下請代金）そのものが項目とし計上されているわけではありません。

したがって、自社が施工する場合に必要な安全衛生経費を算出すれば、再下請代金に含まれる安全衛生経費も含まれるものと考えられます。

Q 8 安全衛生経費として算出する範囲は？

A 8 安全衛生経費については、その範囲が必ずしも明確ではありません。このため、算出する範囲については、各専門工事業団体が作成した「安全衛生対策項目の確認表」等を活用し、元下間で安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有した上で算出する必要があります。

Q 9 見積金額には元々、直接工事費や一般管理費などの中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 9 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を直接工事費や一般管理費などから切り出して内訳をしっかりと明示した見積書を作成していただくことが求められます。

Q 10 これまで元請負人に提出している見積書は、労務費や材料費、運搬費、経費などが含まれる複合単価として、その中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 10 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できる

とともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を複合単価から切り出して内訳をしっかりと明示した見積書を作成していただくことが求められます。

型枠工事

別添 2

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

御見積書

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬出入は8トニック車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

名 称	仕 様	単位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m ²						
b. 材料費		m ²						
c. 型枠運搬費		m ²						
	計 (a+b+c)	m ²						
d. 一般管理費		% m ²						
e. 安全衛生経費		% m ²						
	計 (a+b+c+d+e)	m ²						
	消 費 税	10%						
	A. 施工費計							
法定福利費	※雇用主負担率	% m ²						
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費税	10%						
	B. 法定福利費計							
	合計 (A+B)							

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額

円

E 現場総数量

m²

F 型枠工期

～

→

延月数

安全衛生経費率【A/D+B/C】

%

安全衛生経費

円

型枠m²当り安全衛生経費

円/m²

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。

(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽 (ヘルメット)	1			0.00	0
(2) 墜落制止用器具 (安全帯)	2	0		0.00	0
(3) 安全靴	0.5	0		0.00	0
(4) 空調服	2	0		0.00	0
(5) その他 1 ()	1	0		0.00	0
(6) その他 2 ()	1	0		0.00	0
小計					0

※1年 252日 21日×12か月 とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1) 記載項目 ()				0
(2) 記載項目 ()				0
(3) 記載項目 ()				
(4) 記載項目 ()				
(5) 記載項目 ()				
(6) 記載項目 ()				
(7) 記載項目 ()				
小計				0
合計				0

A 現場安全経費

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A/D】

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した1年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。
自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

1. 労災保険料（年間）

- (1) 会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料
 - (2) 加工場・置場・ヤードの労災保険料
 - (3) 中小事業主・一人親方の特別加入保険料
- ※保険料の還付金は含めない。

	費用総額(円)	
小計	0	a

2. 労災上乗せ保険料

役員保険、会社従業員、技能者（自社・下請）、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。
※保険料の還付金等は含めない。

	費用総額(円)	
		b

3. 健康診断費用

自社で実施し支出した費用

	費用総額(円)	
		c

4. 元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費

自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）

	費用総額(円)	
		d

5. 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費

全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。

	費用総額(円)	
		e

6. 店社安全活動費

- (1) 安全大会開催費
- (2) 安全衛生教育費

安全衛生法令に定める法定教育（技能講習、特別教育等）取得費の総額

	費用総額(円)	
小計	0	f

7. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。（損害保険等）

		費用総額(円)
(1) 記載項目 (		
(2) 記載項目 (		
(3) 記載項目 (		
(4) 記載項目 (		
(5) 記載項目 (		
(6) 記載項目 (		
(7) 記載項目 (		
小計		0 g
B 店社安全衛生経費 (a+b+c+d+e+f+g)		合計 0

C 完成工事原価（売上原価）

直近決算の損益計算書における完成工事原価 (円)

店社安全衛生経費率

店社安全衛生経費率【B／C】

2024年3月14日

型枠工事安全衛生経費算定シート作成手順

2023年12月18日

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名

〇〇〇〇病院

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額

63,548,567

円

E 現場総数量

9,019.0

㎡

F 型枠工期

2023年12月

～

2024年6月

→

7

延月数

安全衛生経費率【A/D+B/C】

2.08

%

安全衛生経費

1,321,245

円

型枠㎡当り安全衛生経費

146

円/㎡

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費
- 下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。
(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1)保護帽(ヘルメット)	1	1,683	5,200	20.63	34,729
(2)墜落制止用器具(安全帯)	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3)安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4)空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5)その他1(保護メガネ)	1	1,683	700	2.78	4,675
(6)その他2(反射ベスト)	1	1,683	1,000	3.97	6,679
小計					446,796

※1年 252日 21日×12か月 とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目
- 下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1)記載項目(職長安全巡回等)	27,500	0.5	147	288,750
(2)記載項目(職長会パトロール週1回)	27,500	1	28	110,000
(3)記載項目()				
(4)記載項目()				
(5)記載項目()				
(6)記載項目()				
(7)記載項目()				
小計				398,750
合計				845,546

A 現場安全経費

現場安全衛生経費率【A/D】

1.33%

B 店社安全衛生経費

- 下記項目について、自社で支出した1年間(決算期間)の費用等明細を入れてください。
自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

1. 労災保険料(年間)
- (1)会社(支店・営業所を含む内勤部門)の労災保険料
- (2)加工場・置場・ヤードの労災保険料
- (3)中小事業主・一人親方の特別加入保険料
- ※保険料の還付金は含めない。
2. 労災上乗せ保険料
- 役員保険、会社従業員、技能者(自社・下請)、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。
※保険料の還付金等は含めない。
3. 健康診断費用
- 自社で実施し支出した費用
4. 元請会社の設置する安全衛生協力会(災防協等)の会費
- 自社で支出する費用の全額(関係元請会社に支払う総額)
5. 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費
- 全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。
6. 店社安全活動費
- (1)安全大会開催費
- (2)安全衛生教育費
- 安全衛生法令に定める法定教育(技能講習、特別教育等)取得費の総額

費用総額(円)

62,000

293,000

82,000

小計

437,000

a

費用総額(円)

390,000

b

費用総額(円)

679,000

c

費用総額(円)

701,000

d

費用総額(円)

1,359,000

e

費用総額(円)

1,500,000

400,000

小計

1,900,000

f

7. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目案

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。(損害保険等)

費用総額(円)

542,000

700,000

600,000

200,000

165,000

小計

2,207,000

g

合計

7,673,000

h

B 店社安全衛生経費(a+b+c+d+e+f+g)

C 完成工事原価(売上原価)

直近決算の損益計算書における完成工事原価

1,025,037,000

(円)

店社等安全衛生経費率

店社等安全衛生経費率【B/C】

0.75%

シート3

シート1

シート2



一般社団法人

日本型枠工事業協会 (略称:日本型枠)

JAPAN FORMWORK CONTRACTORS ASSOCIATION

現場名

① 標準単価 病院（在来スラブ工法）

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額

② 63,548,567

円

E 現場総数量

③ 9,019.0

m²

F 型枠工期

① 2023年12月

～

① 2024年6月

→

① 7

延月数

安全衛生経費率【A/D+B/C】

2.08%

%

安全衛生経費

1,321,245

円

型枠m²当り安全衛生経費

146

円/m²

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

あらかじめ、日本型枠標準見積書を作成してから型枠工事安全経費 算出シートを作成する。

- ① 工事名称・工期を記入
- ② 一般管理費を含まない直接工事費（労務費、材料費、運搬費の小計a+b+c）の金額を入れる
- ③ 型枠の見積総m²数量を入れる

御見積書

日本型枠工事業協会

御中

下記の通りお見積申し上げます。

①

工事名称 新賃金カーブ 標準単価 病院(在来スラブ工法)

施工費 ¥82,764,000 (税込)

法定福利費 ¥7,599,076 (税込)

合計 ¥90,363,076 (税込)

施工場所 東京都下

特記事項 搬運機元請支給。場内小運搬台車元請支給。搬出入トラック8トニック程度使用。支保工足元滑動防止はサボート底板と床土質板との訂止めによる。特殊支保工元請支給。

会社名

住所

電話番号

提出期限 2023/9/13

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬出入は8トニック車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

業者コード 1FH3800、2FH3600、3F～H3300

FAX番号

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
在来スラブ工法								
a. 労務費								
基礎普通型枠		m ²	972.0	¥3,481	¥3,364,092			
基礎打放型枠		m ²	8.0	¥3,451	¥27,608			
地上普通型枠		m ²	5,994.0	¥4,507	¥27,014,958			
地上打放型枠		m ²	2,045.0	¥4,559	¥9,323,155			
接近工法片面型枠補足		m ²	72.0	¥999	¥71,928			
ピット排水溝	W150×H50	m	59.0	¥1,826	¥107,734			
パイル工二排水溝	W150×H50	m	192.0	¥1,800	¥345,600			
屋上排水溝	W350×H50	m	37.0	¥1,822	¥67,414			
捨てコン枠	H50	m	421.0	¥553	¥232,813			
打粧目地型枠		m	546.0	¥602	¥328,692			
誘発目地型枠		m	430.0	¥607	¥261,010			
構造スリット	垂直	m	643.0	¥1,808	¥1,033,944			構造スリット元請支給

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
構造スリット	水平	m	329.0	¥1,267	¥416,843			構造スリット元請支給
ｶﾞﾘｽﾌﾟﾛﾌｵｰﾑ貼付け	配管ピット天井	m ²	89.0	¥1,120	¥77,280			ｶﾞﾘｽﾌﾟﾛﾌｵｰﾑ元請支給
ｶﾞﾘｽﾌﾟﾛﾌｵｰﾑ貼付け	配管ピット壁	m ²	11.0	¥3,149	¥34,639			ｶﾞﾘｽﾌﾟﾛﾌｵｰﾑ元請支給
吊りフック金物取付		箇所	2.0	¥7,993	¥15,986			吊りフック元請支給
	計(a)	m ²	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696			
b.材料費		m ²	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271			
c.型枠運搬費		m ²	9,019.0	¥400	¥3,607,600			
	計(a+b+c)	m ²	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567			
d.一般管理費	18.4%	m ²	9,019.0	¥1,296	¥11,692,936			
	計(a+b+c+d)	m ²	9,019.0	¥8,343	¥75,241,503			
e.出精値引き					¥1,503			
	計(a+b+c+d-e)	m ²	9,019.0	¥8,342	¥75,240,000			
	消費 税	10%			¥7,524,000			
	A. 施工費計				¥82,764,000			
法定福利費	※雇用主負担率	16.170%	m ²	9,019.0	¥766	¥6,908,251		
	※当工事従事者加入率	100.0%			¥6,908,251			
	消費税	10%			¥690,825			
	B. 法定福利費計				¥7,599,076			
	合計(A+B)				¥90,363,076			

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。
(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽 (ヘルメット)	⑤ 1	④ 1,683	⑥ 5,200	20.63	34,729
(2) 墜落制止用器具 (安全帯)	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3) 安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4) 空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5) その他 1 (保護メガネ)	1	1,683	700	2.78	4,675
(6) その他 2 (反射ベスト)	1	1,683	1,000	3.97	6,679
小計					446,796

※1年 252日 21日×12か月 とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当たり単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1) 記載項目 (職長安全巡回等 ⑦)	27,500	0.5	147	288,750
(2) 記載項目 (職長会パトロール週1回)	27,500	1	28	110,000
(3) 記載項目 ()				
(4) 記載項目 ()				
(5) 記載項目 ()				
(6) 記載項目 ()				
(7) 記載項目 ()				
小計				398,750
合計				845,546

A 現場安全経費

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A／D】 ① 1.33%

現場特有の安全経費算出

- ④ 日本型枠標準見積書の労務費より大工＋解体総人工を入れる
- ⑤ 各保護具の耐用年数を入れる
- ⑥ 各安全保護具の購入単価を入れる

購入単価÷耐用年数（1年252日）＝各保護具の1日あたりの単価 算出自動計算

- ⑦ 個別現場の安全衛生経費
例 職長安全巡回 毎日 30分

設計労務単価（東京）27,500×0.5時間×（工期7か月×21日）147日
各社現場に合わせた経費の算出を行ってください

労務費の計算

型枠大工

名称	仕様	数量	単位	歩掛	人工	人件費	金額	単価
基礎普通型枠		972.0	m	9.7	100.2	¥26,642	¥2,669,528	¥2,746.4
基礎打放型枠		8.0	m	9.5	0.8	¥26,642	¥21,314	¥2,664.2
地上普通型枠		5994.0	m	7.2	832.5	¥26,642	¥22,179,485	¥3,700.3
地上打放型枠		2045.0	m	7.1	288.0	¥26,642	¥7,672,896	¥3,752.0
接近工法片面型枠補足		72.0	m	26.6	2.7	¥26,642	¥71,933	¥999.1
ピット排水溝	W150×H50	59.0	m	19.2	3.1	¥26,642	¥82,590	¥1,399.8
パブリコニー排水溝	W150×H50	192.0	m	19.4	9.9	¥26,642	¥263,756	¥1,373.7
屋上排水溝	W350×H50	37.0	m	19.4	1.9	¥26,642	¥50,620	¥1,368.1
捨てコン枠	H50	421.0	m	71.6	5.9	¥26,642	¥157,198	¥373.4
打継目地型枠		546.0	m	71.0	7.7	¥26,642	¥205,143	¥375.7
誘導目地型枠		430.0	m	70.6	6.1	¥26,642	¥162,516	¥377.9
構造スリット	垂直	643.0	m	19.8	32.5	¥26,642	¥865,865	¥1,346.6
構造スリット	水平	329.0	m	26.4	12.5	¥26,642	¥333,025	¥1,012.2
板取材のA&B貼付け	配管ピット天井	69.0	m	23.4	2.9	¥26,642	¥77,262	¥1,119.7
板取材のA&B貼付け	配管ピット壁	11.0	m	8.4	1.3	¥26,642	¥34,635	¥3,148.6
吊りフック金物取付		2.0	箇所	3.2	0.6	¥26,642	¥15,985	¥7,992.6
合計		9,019.0		6.3	1,308.6		¥34,863,721	¥3,865.6

型枠解体工

歩掛	人工	人件費	金額	m単価
数量/人	人	円/人	円	円/数量
29.4	33.1	¥20,971	¥694,140	¥714.1
29.4	0.3	¥20,971	¥6,291	¥786.4
26.0	230.6	¥20,971	¥4,833,816	¥806.4
26.0	78.7	¥20,971	¥1,650,418	¥807.1
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
48.6	1.2	¥20,971	¥25,165	¥426.5
49.0	3.9	¥20,971	¥81,787	¥426.0
49.0	0.8	¥20,971	¥16,777	¥453.4
116.0	3.6	¥20,971	¥75,496	¥179.3
82.0	5.9	¥20,971	¥123,726	¥226.6
82.0	4.7	¥20,971	¥98,564	¥229.2
80.0	8.0	¥20,971	¥167,768	¥260.9
82.0	4.0	¥20,971	¥83,884	¥255.0
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
24.1	374.7		¥7,857,835	¥871.3

法定福利費

合計金額	単価
円	円/数量
¥3,363,669	¥3,461
	¥27,605
¥27,013,281	¥4,507
¥9,323,314	¥4,559
¥71,933	¥999
¥107,755	¥1,826
¥345,543	¥1,800
¥67,397	¥1,822
¥232,683	¥553
¥328,872	¥602
¥281,080	¥607
¥1,033,633	¥1,606
¥416,909	¥1,267
¥77,262	¥1,120
¥34,635	¥3,149
¥15,985	¥7,993
¥42,721,556	¥4,737

④ 総人工 大工1308.6+解体374.7=1683人

① 現場安全衛生経費率 A現場安全経費／D現場見積金額

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した1年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。
自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

1. 労災保険料（年間）

- (1) 会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料
 - (2) 加工場・置場・ヤードの労災保険料
 - (3) 中小事業主・一人親方の特別加入保険料
- ※保険料の還付金は含めない。

	費用総額(円)
	62,000
⑧	293,000
	82,000
小計	437,000

2. 労災上乗せ保険料

役員保険、会社従業員、技能者（自社・下請）、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。
※保険料の還付金等は含めない。

	費用総額(円)
⑨	390,000

3. 健康診断費用

自社で実施し支出した費用

	費用総額(円)
⑩	679,000

4. 元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費

自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）

	費用総額(円)
⑪	701,000

5. 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費

全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。

	費用総額(円)
⑫	1,359,000

6. 店社安全活動費

- (1) 安全大会開催費
- (2) 安全衛生教育費

安全衛生法令に定める法定教育（技能講習、特別教育等）取得費の総額

	費用総額(円)
⑬	1,500,000
⑭	400,000
小計	1,900,000

各社の年間安全経費から各現場の安全経費算出
（%、㎡/円）

- ⑧ 各社各項目の年間保険料
- ⑨ 各社の労災上乗せ保険料
- ⑩ 各社健康診断料（下請合同の健康診断も含む）
- ⑪ 元請の災害防止会費
- ⑫ 各現場の安全協力会費
- ⑬ 各社安全衛生大会費
（店社安全協力会費で負担している場合は減額）
- ⑭ 安全衛生教育費

例 各種技能教育・特別教育
職長・玉掛・支保工再教育（5年ごと）等

7. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目案

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。（損害保険等）

		費用総額(円)
(1)記載項目（ 事業保障保険 ）		542,000
(2)記載項目（ ○○工務店安全協力会費 ）		700,000
(3)記載項目（ 大工・解体職長勉強会 ）	⑮	600,000
(4)記載項目（ 資材加工ヤード熱中症対策スポットクーラー設置費 ）		200,000
(5)記載項目（ 資材加工ヤード安全点検費 ）	27,500*0.5日*12カ月	165,000
(6)記載項目（ ）		
(7)記載項目（ ）		
小計		2,207,000 g
B 店社安全衛生経費(a+b+c+d+e+f+g)		合計 7,673,000

C 完成工事原価（売上原価）

直近決算の損益計算書における完成工事原価 ⑯ 1,025,037,000 (円)

店社等安全衛生経費率

店社等安全衛生経費率【B／C】 ② 0.75%

⑮ 各社各項目の安全活動費
（年間の費用を入れてください）

例 事業保障保険
店社安全協力会費
店社安全教育費
資材置場・加工場の安全衛生経費等

⑯ 年間完成工事原価

店社等安全衛生経費率
B店社等安全衛生経費／C完成工事原価

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名	標準単価	病院（在来スラブ工法）
【安全衛生経費・安全衛生経費率】		
D 現場見積金額	63,548,567 円	E 現場総数量 9,019.0 m ²
F 型枠工期	2023年12月 ~ 2024年6月 →	7 延月数
安全衛生経費率【A/D+B/C】		2.08%
安全衛生経費		1,321,245 円
型枠m ² 当り安全衛生経費		146 円/m ²

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。
(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽（ヘルメット）	1	1,683	5,200	20.63	34,729
(2) 墜落制止用器具（安全帯）	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3) 安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4) 空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5) その他 1（保護メガネ）	1	1,683	700	2.78	4,675
(6) その他 2（反射ベスト）	1	1,683	1,000	3.97	6,679
小計					446,796

※1年 252日 21日×12か月 とします。
※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1) 記載項目（職長安全巡回等）	27,500	0.5	147	288,750
(2) 記載項目（職長会パトロール週1回）	27,500	1	28	110,000
(3) 記載項目（）				
(4) 記載項目（）				
(5) 記載項目（）				
(6) 記載項目（）				
(7) 記載項目（）				
小計				398,750
合計				845,546

A 現場安全経費

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A/D】 1.33%

型枠工事安全衛生経費の算定

日本型枠標準見積書の見積金額・見積数量・総人工を使用

(1)現場での安全衛生経費

シート1で現場での安全衛生経費（積上げ方式）を集計

(2)現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費を現場見積金額（直接工事費）で除して現場安全衛生経費率 1 を算出

(3)店社安全衛生経費

シート2・3で年間の店社安全衛生経費を集計

(4)店社安全衛生経費率

店社安全衛生経費を完成工事原価で除して店社安全衛生経費率 2 を算出

(5)工事安全衛生経費率

現場及び店社等の安全衛生経費率を加算して当該工事の安全衛生経費率を算出

(6)当該工事の安全衛生経費

工事見積金額に安全衛生経費率を乗じて当該工事の安全衛生経費を算出

(7)型枠m²当り安全衛生経費

当該工事の安全衛生経費を現場型枠総m²数量で除して安全衛生経費のm²単価（m²/ 円）を算出

日本型枠標準見積書に転記

日本型枠工事業協会

御中

下記の通りお見積申し上げます。

御見積書

提出期限 2023/9/13

納期工期 RCI造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事名称 新賃金カーブ 標準単価 病院(在来スラブ工法)

施工費 ￥82,764,000 (税込)

法定福利費 ￥7,599,076 (税込)

合計 ￥90,363,076 (税込)

施工場所 東京都下

業者コード 1FH3800、2FH3600、3F〜H3300

特記事項 構造図元請支給。場内小運搬台車元請支給。搬出入

会社名

トラック8トニック程度使用。支保工足元滑動防止はサポート底板と床上貫板との

住所

釘止めによる。特殊支保工元請支給。

電話番号

法定福利費の値引きは不可。

FAX番号

図面仕様書契約条項及び現場係員指示によること。

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
在来スラブ工法								
a.労務費								
基礎普通型枠		m	972.0	¥3,461	¥3,364,092			
基礎打放型枠		m	8.0	¥3,451	¥27,608			
地上普通型枠		m	5,994.0	¥4,507	¥27,014,958			
地上打放型枠		m	2,045.0	¥4,559	¥9,323,155			
接近工法片面型枠補足		m	72.0	¥999	¥71,928			
ピット排水溝	W150×H50	m	59.0	¥1,828	¥107,734			
バルコニー排水溝	W150×H50	m	192.0	¥1,800	¥345,600			
屋上排水溝	W350×H50	m	37.0	¥1,822	¥67,414			
捨てコン枠	H50	m	421.0	¥553	¥232,813			
打継目地型枠		m	546.0	¥602	¥328,692			
誘発目地型枠		m	430.0	¥607	¥261,010			
構造スリット	垂直	m	643.0	¥1,608	¥1,033,944			構造スリット元請支給

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

本来「安全衛生経費」は「一般管理費」に含まれる。従来一般管理費に含まれていた安全に係る費用項目を、今回単独で表示することとなるが、実際の安全衛生管理活動自体は従来と異なるものではなく、型枠工事会社が工事現場や店社等で行う安全衛生管理項目を、元請会社と調整の上、上記安全衛生経費算定シートを用いてその費用の明細を作成し、見積書に表示するものである。

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
構造スリット	水平	m	329.0	¥1,267	¥416,843			構造スリット元請支給
a ¹ ガリシシフォーム貼付け	配管ピット天井	m ²	69.0	¥1,120	¥77,280			a ¹ ガリシシフォーム元請支給
a ² ガリシシフォーム貼付け	配管ピット壁	m ²	11.0	¥3,149	¥34,639			a ² ガリシシフォーム元請支給
吊りフック金物取付		箇所	2.0	¥7,993	¥15,986			吊りフック元請支給
	計(a)	m ²	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696			
b.材料費		m ²	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271			
c.型枠運搬費		m ²	9,019.0	¥400	¥3,607,600			
	計 (a+b+c)	m ²	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567			
d.一般管理費			16.3%	9,019.0	¥1,150	¥10,371,691		
e.安全衛生管理費			2.1%	9,019.0	¥146	¥1,321,245		
	計 (a~b+c+d+e)	m ²	9,019.0	¥8,343	¥75,269,034			
	消 費 税		10%		¥7,526,000			
	A. 施工費計				¥82,766,000			
法定福利費	※雇用主負担率		16.170%	9,019.0	¥766	¥6,906,251		
	※当工事従事者加入率		100.0%			¥6,906,251		
	消費税		10%			¥690,625		
	B. 法定福利費計				¥7,599,076			
	合計 (A+B)				¥90,365,076			

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

元請会社に提出する御見積書において、「一般管理費」の直下に「安全衛生経費」を1行記載する。

記載事項は

- ①安全衛生経费率%
- ②型枠数量m²
- ③安全衛生経費m²単価
- ④安全衛生経費金額円

但し一般管理费率から安全衛生経费率を除くものとする。

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

「一般管理費」の直下に「安全衛生経費」を1行記載する。

名 称	仕 様		単位	員 数	単 価	金 額	単 価
構造スリット	水平		m	329.0	¥1,267	¥416,843	
ポリレンフォーム貼付け	配管ピット天井		m ²	69.0	¥1,120	¥77,280	
ポリレンフォーム貼付け	配管ピット壁		m ²	11.0	¥3,149	¥34,639	
吊りフック金物取付			箇所	2.0	¥7,993	¥15,986	
	計(a)		m ²	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696	
b.材料費			m ²	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271	
c.型枠運搬費			m ²	9,019.0	¥400	¥3,607,600	
	計 (a+b+c)		m ²	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567	
d.一般管理費		16.3%	m ²	9,019.0	¥1,150	¥10,371,691	
e. 安全衛生経費		2.1%	m ²	9,019.0	¥146	¥1,321,245	
	計 (a+b+c+d+e)		m ²	9,019.0	¥8,343	¥75,269,034	
	消 費 税	10%				¥7,526,000	
	A. 施工費計					¥82,786,000	

型枠工事 御見積書の構成

御見積書

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

提出期限

納期工期

RC造病院

現場質疑

地上7階建てRC造

工事番号

搬出入は8トントラック車以上

項目番号

階段1・EV1、基礎H2450

名 称	仕 様	単位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m ²						
b. 材料費		m ²						
c. 型枠運搬費		m ²						
	計 (a+b+c)	m ²						
d. 一般管理費		% m ²						
e. 安全衛生経費		% m ²						
	計 (a+b+c+d+e)	m ²						
	消 費 税	10%						
	A. 施工費計							
法定福利費	※雇用主負担率	% m ²						
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費税	10%						
	B. 法定福利費計							
	合計 (A+B)							

左官工事

御 見 積 書 (案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〇 〇 左 官 工 業 株 式 会 社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48－4号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

(案)

総合工事業者 各位

安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出させて戴きます。
建設技能者にかかる安全衛生経費の額は労務費の 9.0% です。

〈参考〉 左官業の建設技能者にかかる安全衛生経費率算出表



令和 6年 4月

(一社) 日本左官業組合連合会



(専門工事業団体・ゼネコン団体・施主団体・国交省・厚労省等で構成する

「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」のメンバーです。)

安全衛生経費 内訳書 (案)

【記載例】

① 個別工事現場における安全衛生経費

類番	名 称	摘 要	数 量	単位	単価	金 額 (税別)	備 考
	仮囲い	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	屋根高所作業用手すり	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	空調服		〇〇	人日	〇〇	〇〇〇	
	防暑たれ		〇〇	個	〇〇	〇〇〇	
小 計						〇〇〇	

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

	建設技能者にかかる安全衛生経費	労務費(〇〇〇円)				〇〇〇	労務費の9.0%
合 計						〇〇〇	

建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表（案）

（一社）日本左官業組合連合会

＜設定条件＞・ 令和6年度公共工事設計労務単価（東京都） **¥30,800** /日（左官）

2024/3/14

- ・ 年間労働日数 **234日**/年（令和5年6月16日 CCUSIにおけるレベル別年収の公表[国土交通省]より）
- ・ 労働時間8時間/日
- ・ 労働年数は20歳～60歳の40年間と仮定

No.	名称		金額 (税別)	単位	単価/年 (税別)	摘要	備考
A 保護具の着用							
1	保護帽	耐用年数3年（ABS、PC、PE製）	6,400	個	2,133	耐用年数 ABS、PC、PE製（熱可塑性樹脂）異常が認められなくても3年以内 FRP製（熱硬化性樹脂）異常が認められなくても5年以内 装着体 異常が認められなくても1年以内	
2	墜落制止用器具（胴ベルト型）	耐用年数2年	15,000	個	7,500	使用期限：ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
3	墜落制止用器具（フルハーネス型）	耐用年数2年	30,000	個	15,000	使用期限：ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年、 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
4	保護眼鏡	2ヶ月/個	2,500	個	15,000	普及品	
5	安全靴	6ヶ月/足	6,000	足	12,000	〃	
6	安全チョッキ	3年/枚	2,000	枚	667	〃	
7	防塵マスク	1ヶ月/個	4,000	個	48,000	〃	
8	防塵フィルター	10個/月	1,000	個	12,000	〃（@100円×10個×12ヶ月）	
9	耳栓	1個/月	500	セット	6,000	〃	
B 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育							
10	雇い入れ時教育	1日間（6時間）	39,436	回	986	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料：中小建設業特別教育協会 8,636円
11	送り出し教育の受講	1時間 現場毎 1回/月	3,850	回	46,200	公共工事設計労務単価÷8時間×12回/年	
12	新規入場者教育の受講	〃	3,850	回	46,200	〃	
13	安全衛生協議会・職長会への参加	〃	3,850	回	46,200	〃	
14	災害防止協議会・安全パトロールへの参加	〃	3,850	回	46,200	〃	
15	朝礼・KY活動・一斉清掃等	20分 現場毎 1回/日	1,283	回	300,300	公共工事設計労務単価÷8h×（20/60）×234日	
16	職長・安全衛生責任者教育	2日 ※建設技能者2人に対し1人受講	81,600	回	1,020	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年÷2	受講料：中小建設業特別教育協会 20,000円
17	足場組立て等特別教育	1日	40,800	回	1,020	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料：中小建設業特別教育協会 10,000円
18	巻上げ機運転特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 9,545円
19	自由研削砥石取替試運転作業者特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 9,545円
20	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 9,545円
21	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	1日	39,450	回	986	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 8,650円
22	高所作業車運転特別教育（作業床の高さ10m未満）	1日	39,618	回	990	〃	受講料：労働技能講習協会 12,182円
23	職長等再教育及び安全衛生責任者教育	1日 ※5年毎に再教育	42,982	回	4,298	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年×8回÷2	受講料：労働技能講習協会 8,818円
24	フォークリフト運転技能講習	4日	160,473	回	4,012	（（公共工事設計労務単価×4日）+受講料）÷40年	受講料：東京技能講習協会 37,273円
25	玉掛け技能講習	2日	82,964	回	2,074	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料：東京技能講習協会 21,364円
C 健康診断・その他							
26	一般定期健康診断	0.5日 定期（年1回ごと）	23,841	回	23,841	（（公共工事設計労務単価×0.5日）+健康診断料）	健康診断料9,091円（レントゲン、血液検査、心電図、血圧、身長、体重、視力、聴力等）
27	アルコールチェッカー導入費	3年/個	6,000	個	2,000	普及品	
合 計					647,654		1年間にかかる1人当りの安全衛生経費

建設技能者年収	30,800 × 234日			7,207,200	公共工事設計労務単価×年間労働日数	
安全衛生経費率	647,654 ÷ 7,207,200			9.0%	1年間にかかる1人当りの安全衛生経費÷建設技能者年収×100	労務費に対して

安全衛生経費を内訳明示した見積書作成手順

1.安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な労働災害防止対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、従来の総額によるものでなく、内訳として明示した見積書のことをいう。

2.内訳明示する安全衛生経費の算出方法

(1) 内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「〇〇工事における安全衛生経費対策項目の確認表【左官】」(以下「確認表」という。)等において、下請けが費用負担することを確認した項目とする。(確認表に記載が無いが、個別工事現場において必要となる安全衛生対策がある場合は、確認表の「追加項目」に記入し注文者と確認すること。)

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

(2) 安全衛生経費の基本的な算出方法

安全衛生経費の算出は、①個別工事現場の条件等により必要となる安全衛生対策(墜落等による危険の防止、公衆災害に要する対策(仮囲い等)等)と、②建設技能者にかかる安全衛生対策(保護具、安全衛生教育、健康診断等)で積算するものとする。

① 個別工事現場における安全衛生経費

個別工事現場の施工内容、現場条件等で必要となり、確認表において下請が費用負担することを確認した項目を対象に個別に積み上げて積算するものとする。

【個別に積み上げて積算する計算の例】

例 1 仮囲い

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 2 墜転落防止対策（手すり）

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 3 空調服

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（購入金額）} \div \text{耐用期間} \times \text{使用日数}$$

例 4 防暑たれ

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（購入金額）} \div \text{耐用期間} \times \text{使用日数}$$

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

建設技能者 1 人当りの 1 年間にかかる安全衛生経費（保護具、安全衛生教育、作業従事者への技能講習、特別教育、健康診断等）を算出し、年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数）で除したものを「安全衛生経費率」とする。次に、個別工事の見積書において、労務費に安全衛生経費率を乗じ、当該工事の安全衛生経費額を算出する。

なお、安全衛生経費率は（一社）日本左官業組合連合会が基づくデータ等を用いて作成した、工事費に含まれる平均的な安全衛生経費率をあらかじめ算出したもの（建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表）を使用する。

【経費の効果が及ぶ期間が 1 年でない安全衛生経費の期間按分計算の例】

例 A 耐用年数が複数年の設備等

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \div \text{耐用年数}$$

例 B 職人一人につき就業期間あたり一度のみ必要な経費

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \div \text{平均労働年数（40 年）}$$

例 C その他の経費（1 年のうちの特定の期間のみ発生する経費等）

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \times \text{数量}$$

1 年間にかかる安全衛生経費は A、B、C の合計により求める。

【安全衛生経費率の計算式】

$$\text{安全衛生経費率} = \frac{\text{1年間にかかる安全衛生経費}}{\text{年収（公共工事設計労務単価} \times \text{年間労働日数（234日））}}$$

【個別工事の安全衛生経費の計算式】

$$\text{個別工事の安全衛生経費} = \text{個別工事の見積金額の労務費（値引き前、法定福利費加算前）} \times \text{安全衛生経費率}$$

○ 建設技能者にかかる安全衛生経費として計上する項目

代表的な安全衛生経費の計上対象項目を以下に示す。これを参考に個社及び個別工事現場の実情に応じて検証することとする。

建設技能者にかかる安全衛生経費

1) 保護具

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具（銅ベルト型）
- ③墜落制止用器具（フルハーネス型）
- ④保護眼鏡
- ⑤安全靴
- ⑥安全チョッキ
- ⑦防塵マスク
- ⑧防塵フィルター
- ⑨耳栓

2) 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY活動・一斉清掃等

- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨巻上げ機運転特別教育
- ⑩自由研削砥石取替試運転作業者特別教育
- ⑪フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑫酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑬高所作業車運転特別教育（作業床の高さ 10m 未満）
- ⑭職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑮フォークリフト運転技能講習
- ⑯玉掛け技能講習

3）健康診断・その他

- ①一般定期健康診断
- ②アルコールチェッカー導入費

なお、これ以外の安全衛生経費の追加項目がある場合は、別項目で見積書に計上する。